

これまで、数回に分けて、裁判所を通じた手続についてご説明してきており、今回は、破産、民事再生などの手続をご説明する予定でしたが、会員の方から、次のようなご相談が寄せられましたので、ちょっと休憩して、このようなケースに遭遇したらどうすればよいかをお話ししたいと思います。

● 広告料を請求されて困っています。

Q 以前に一度、広告会社Aに対し、広告掲載を依頼したことがあります。しかし、どうもその後、全国のいろいろな広告会社から、「広告を掲載したので、請求書を送ります」という電話がよくかかってくるようになり、困っています。何か対処方法があれば、教えてください。

A まず、「広告を掲載しました」という連絡があっても、こちらが依頼していなければ、広告会社とこちらとの間に、契約は成立していません。契約は、双方の当事者の意思の合致（「申込み」とそれに対する「承諾」）によって成立します。たとえ先方が一方的に代金を請求してきても、こちらが申込みや承諾していなければ契約は成立しません。したがって、契約による法的拘束力、つまり、料金の支払義務は発生していませんから、このような請求にはまったく法的な根拠がなく、とりあふ必要はありません。断っても、「もう掲載してしまっただから、そちらも利益を受けているはずだ」などと強引に言ってくる業者もいるかもしれ

れません。しかし、そこはきつぱり突っぱねてください。「どんな内容か確認するために、とりあえず書類を送ってもらおう」などと、こちらの住所を教えたりすることも、やめた方がよいでしょう。

ときには、「しつこいし、たいした金額ではないので、支払ってしまおうか」と考える方もいらっしゃるかもしれません。しかし、こういういわゆる悪徳業者は、一つに依ると、そこにつけ込んで、さらに何度も似たような請求をしてきたりすることがあります。身に覚えのない請求は、はじめの段階ではつきり断ることが大切です。

なお、ご相談のケースでは、以前にA広告会社に対して広告を依頼したことがあり、その関係でこのような電話がかかってくるようになったのではないか、ということでもしそのような心当たりがあれば、念のため、広告を依頼したときの契約書をよく読んで確認してみてください。

最近では、広告の方法もさまざまになってきており、例えば地域の広報紙に掲載する広告だけの契約をしたつもりでいたら、同じ会社の運営するインターネットのサイトに広告を掲載することについても契約させられていた、というようなこともあります。

こちらが申込みや承諾していない場合は、契約は成立しないと申し上げましたが、契約書の中に追加の条項があることをよく理解せずにサインをしてしまった場合、契約が成立していると解釈されることもあり得ます。広告に限らず、どんなものでもそうです

が、契約書にサインするときは、面倒でもよく書面を読むようにしてください。ただし、契約書があまりにもわかりにくい表現で、わざと契約させるような書面になっている場合は、「錯誤」や「詐欺」の主張によって契約の効力を否定することも可能です。

似たような商法で古くからあるのは、いわゆる名簿商法などと言われるものです。同窓会名簿や紳士録を作成します、といって往復はがきで氏名や住所などの返信を求められ、記入して返信すると、ある日突然名簿や紳士録などが届き、高額な代金を請求されるといったものです。

この場合も、名簿や紳士録を「売る」、「買う」という双方の意思の合致がなければ、契約は成立していませんから、名簿や紳士録の代金を支払う必要はまったくありません。

「特定商取引に関する法律」では、このような商法（ネガティブ・オプションといいますが）に対する対策がとられています。広告のような「サービス」にはあてはまらないのですが、本来、一方的に送りつけられた商品でも、所有権はあくまでも業者にあり、こちらで勝手に処分できず、返せと言われたら返さなくてはなりません。しかし、一方的に送りつけられてきた物をいつまでも保管しておかなければならないのは不合理ですから、このようなときは、受け取った日から十四日間だけは保管し、その間に業者から返還請求がなければ、業者は商品の返還を求める権利を失うものとされています。

また、こちらから業者に対して「引き取れ」と請求した場合には、請求してから七日間の間に、業者が返還を請求しなければ、同様に業者は返還請求権がなくなります。

このケースで困るのは、契約の成否うんぬんよりも、全国のあちこちの広告会社からしよっちゅう電話がかかってくることで、体がわずらわしく迷惑だ、という場合です。残念ながら、これを防ぐ有効な手立てはありません。

考えられるのは、A社が他の広告会社に顧客情報を流しているということですが、A社に対して責任を追及するには、そのことを証明しなければならず、それは容易なことではないでしょう。

法人協会ニュース

■ 第12回理事会を開催

去る3月4日、標記理事会が開催されました。

- ①平成15年度事業計画、予算案について
- ②「会員マーク」の制定
- ③理事の補充・選任
- ④第8回総会、春季セミナーについて
- ⑤今後の本協会の運営について
- ⑥その他

理事会では上記の5課題について協議が行われ、了承されました。3/13（木）第8回総会・東京半蔵門「ダイヤモンドホテル」にて議案としてかけられます。

■ 「米政策／専門委員会」についての意見交換会開催

理事会後、本協会の米政策検討委員会を開催しました。食糧庁の生産調整研究会の専門委員会第4回会合をふまえ、検討会を開催しました。専門委員会の検討も3月末には最終とりまとめがなされることもあり、具体的な内容に踏み込んだ協議になっています。

作物目標面積の設定方法、生産調整の確認方法、区分出荷等々です。

今回の総会、セミナーの第1分科会では、状況報告等を行なう予定です。多くの会員のみなさん方の参画をお願いします。また、ご意見等ありましたら協会事務局宛FAX、又はメールにてお願いします。

「AgriBusiness 経営塾」138号
 2003年3月6日発行

発行：
 社団法人 日本農業法人協会
 東京都港区虎ノ門1-25-5
 虎ノ門34MTビル
 〒105-0001

Tel : 03-5156-0365
 Fax : 03-5156-0366
 E-mail : hojin@nca.or.jp
 URL : http://www.hojin.or.jp/

